

宮城県告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和二年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 県道女川牡鹿線改築工事（飯子浜工区・牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

3 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜地内

(二) 使用の手続が開始される土地 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜地内

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

女川町役場（建設課）